

事業所承認規則

事業所承認規則

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 53 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

2 章 審査

2.3 を次のように改める。

2.3 承認審査

承認審査では、本会は、次に規定する書類調査及び現地調査の結果に基づき、事業所の審査を行う。

-1. 書類調査

- (1) 本規則による承認を受けることを希望する製品の製造事業所は、書類調査のため、次に掲げる資料各3部を本会に提出し、その品質システム等が本規則に適合していることを確認されなければならない。
 - (a) 承認の対象となる事業所の概要（所在地、沿革、資本金、~~機構図~~組織図、従業員数、主要製品名及び標準生産量等）
 - (b) 製造設備（製品に係る主要製造設備及び検査設備一覧、作業場及び材料・部品保管施設概要、外注工事及び外注品の一覧等）
 - (c) 承認の対象となる製品の概要（対象製品名及び範囲）
 - (d) 品質マニュアル及びその補足資料
 - (e) 対象製品の品質計画書
 - (f) その他本会が必要と認める資料
- (2) 本規則による承認を受けることを希望するサービスの提供事業所は、書類調査のため、次に掲げる資料各3部を本会に提出し、その品質システム等が本規則に適合していることを確認されなければならない。
 - (a) 承認の対象となる事業所の概要（所在地、沿革、資本金、~~機構図~~組織図（子会社を含む。）、従業員数、主要サービス及びその実績等）
 - (b) 指定の代理業者、子会社及び外注業者のリスト
 - (~~b~~c) 承認を受けようとするサービスの提供に必要な装置及び設備（測定機器、作業場及び材料・部品保管施設概要、外注工事及び外注品の一覧表等）
 - (d) 製造者の承認が必要となるサービスの提供事業所にあつては、承認を受けようとする特定の製造法及び装置の型式に対するサービスが承認されていることを示す文書。当該承認期間の満了日は当該事業所の証書の更新時期が考慮されなければならない。
 - (~~e~~c) 承認の対象となるサービスの概要及びその範囲又は提供地域
 - (~~f~~d) 3 編 1.2.1 に規定する品質システムを満足する品質マニュアル及びその補足資料又は手順書（作業手順、作業の検証、記録及び報告、教育・訓練、計測機器

の管理等について記載されているもの)

- (eg) 承認の対象となるサービスに従事する技術者のリスト（氏名、資格、経歴等が記載されているもの）及び技術者の教育プログラム
- (fh) 承認の対象となるサービスを提供する際に使用するチェックリスト及び本会への報告に提出する記録書式
- (i) サービスを行うために使用する装置の操作に関する手引書
- (j) 保守されている機器の撤去及び／又は作業場へ安全システムを提供する為の乗組員との通信手順書
- (ek) 他の適当な機関又は船級協会により承認されている場合は、当該機関又は船級協会の発行した承認証書の写し
- (l) 利害の対立の可能性のある他のサービスの情報
- (m) 顧客のクレーム及び認証機関による是正処置の記録
- (hn) その他本会が必要と認める資料
- ~~(3) 書類調査では、(1)又は(2)の規定により提出された資料を調査し、その品質システム等が本規則に適合していることを確認する。~~

-2. 現地調査

前-1.に規定する書類調査の結果が良好である場合、次の(1)から(3)に従い、現地調査を行う。

- (1) 製品の製造事業所の現地調査では、前-1.に規定する書類調査によって調査された資料に基づき、事業所の品質システム等が適切であることを確認する。
- (2) 2編4章の適用を受ける事業所にあつては、承認の対象となる製品についての承認試験を実施し、良好な試験結果であることを確認する。
- (3) ~~3編の適用を受けるサービスの提供事業所にあつての~~現地調査は、次の(a)及び(b)による。
 - (a) 事業所が、前-1.に規定する書類調査によって調査された資料に従って適切に組織及び管理されていることを確認する。
 - (b) 承認の対象となるサービスについての模擬試験を実施し、良好な試験結果であることを確認し、当該サービスを提供する能力があることを確認する。

2.4 を次のように改める。

2.4 定期審査

- 1. ~~事業所の承認又は更新を受けた事業者所は、~~定期審査を受けなければならない。
- 2. 定期審査では、本会は、事業所の品質システム等が適切に維持されていることを確認する。
- 3. 定期審査の時期は、次による。
 - (1) 製品の製造事業所にあつては、3.3 に規定する承認証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日の前後3ヶ月以内に行う。
 - (2) サービスの提供事業所にあつては、承認日又は更新日から2年を経過し3年を超えない時期に行う。ただし、3編2章の適用を受ける事業所にあつては、定期審査は行わない。

2.5 を次のように改める。

2.5 更新審査

- 1. 事業所の承認を受けた事業者所が、**3.3** に規定する承認証書の有効期間の満了する日までに、承認の更新を希望する場合には、更新審査を受けなければならない。
- 2. 更新審査では、本会は**2.3** に規定する承認審査に準じて審査を行う。ただし、本会が差し支えないと認めた場合には、審査の内容を軽減することがある。ただし、サービスの提供事業所にあつては、前回の承認又は更新以降に本会検査員によって、当該事業者所がサービスを提供する能力を有することが確認されていることを条件とする。

2.6 臨時審査

-1.を次のように改める。

- 1. 事業者所は、定期審査及び更新審査以外の時期に承認内容の変更等をする場合、速やかにその内容を本会に通知し、必要に応じて臨時審査を受けなければならない。
- 2. 臨時審査では、必要な事項について本会が満足する状態にあることを確認する。

2.7 審査の準備その他

-1.を次のように改める。

- 1. **2.3** から **2.6** の規定に従い本会による審査を受ける場合、事業者所は審査のために必要な準備を行わなければならない。また、このとき、製品の製造事業所にあつては**2編 2.2.1-2.**にいう品質管理責任者が、サービスの提供事業所にあつては品質システムに精通した者が、審査に立会しなければならない。
- 2. 審査に際して必要な準備がされていない場合又は**-1.**にいう立会人がいない場合は、本会は審査を停止することがある。
- 3. 審査の結果、改善が必要と認められた場合、本会はその旨事業者に通知する。この通知を受けた事業者は、是正処置を行った後、本会の確認を受けなければならない。

3章 承認

3.1 を次のように改める。

3.1 承認証書の発行及び公表

3.1.1 製品の製造事業所

- 1. 本会は、承認審査又は更新審査の結果、事業所の品質システム等がこの規則に適合していると認めた場合には、事業所を承認し承認証書を事業者に発行する。
- 2. 本会は、承認事業所の一覧表を公表する。

3.1.2 サービスの提供事業所

- 1. 本会は、承認審査又は更新審査並びに模擬試験の結果、事業所の品質システム等がこの規則に適合し、かつ、事業所が承認を受ける対象となるサービスを提供するために必要な技量及び管理能力を有することが確認された場合には、事業所を承認し、実際の模擬試験により所定のサービスを提供する能力を有すること及び満足な報告が行われることを条件とした承認証書を、事業者が発行する。
- 2. 本会は、承認事業所の一覧表を公表する。

3.3 を次のように改める。

3.3 承認証書の有効期間

3.3.1 製品の製造事業所

承認証書の有効期間は、承認日又は更新日から5年とする。ただし、更新審査が承認証書の有効期間の満了日の前3ヶ月以内に実施された場合は、承認証書の有効期間の満了日から5年とする。

3.3.2 サービスの提供事業所

-1. 板厚計測事業所

板厚計測事業所の場合、承認証書の有効期間は、承認日又は更新日から3年とする。

-2. その他の事業所

板厚計測事業所以外の事業所の場合、承認証書の有効期間は、承認日又は更新日から5年とする。ただし、装置の製造者による承認を受ける事業所にあつては、製造者による承認の有効期間の満了日が承認日又は更新日から5年を経過した日より早い場合、承認証書の有効期間は、承認日又は更新日から製造者による承認の有効期間の満了日までの期間とする。

-3. 代理業者及び子会社

3編 1.2.5-6.から-9.に従って認証された代理業者及び子会社の場合、当該認証の有効期間は、親会社である事業所の承認証書の有効期間の満了日までの期間とする。

3.4 を次のように改める。

3.4 承認の取消し

-1. 承認を受けている事業所が、次の(1)から(57)のいずれかに該当した場合には、本会は承認を取消すことがある。承認を取消した場合には、本会は事業者にその旨通知する。

- (1) 製品の品質又は提供するサービスの実施状況及びその結果に疑義がある場合
- (2) 本会により改善が要求されたにもかかわらず、本会の指定期日を過ぎても適切に是正処置が実施されない場合
- (3) 技術基準の改正により、承認した内容では技術基準に適合しなくなったとき
- (4) 2.4 及び 2.6 の規定に定める審査を受けない場合
- (5) 故意に不適切な行為又は省略を行った場合
- (6) 故意に誤った報告を行った場合
- (57) 事業者から、この規則の適用を取りやめる旨申し出があった場合

-2. 承認が取消された事業所は、取消しの原因となった不適合を修正した場合、再承認を受けることができる。また、本会は、是正処置が効果的に実施されているか確認することがある。

-3. 親会社の承認が取消された場合、3 編 1.2.5-6.から-9.に従って認証されている全ての代理業者及び子会社の承認も自動的に取り消しになる。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

-1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。

- (1) 板厚計測事業所
- (2) 水中検査事業所
- (3) 無線検査事業所
- (4) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所
- (5) 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所
- (6) 救命設備の整備事業所
- ~~(7)~~ 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所
- ~~(8)~~ 塗装システムの認定試験事業所（塗料メーカーにおいて、クロスオーバー試験を行う場合、当該塗料メーカーを含む）
- (9) 救命艇、進水装置、負荷離脱装置及び自動離脱フックの整備事業所
- (10) ロールオン・ロールオフ船のバウドア、スタンドア、サイドドア及び内扉の検査事業所
- (11) 低位置照明装置の輝度測定事業所
- (12) 一般非常警報装置及び船内通報装置の音圧レベル計測事業所
- (13) 騒音計測事業所
- (14) メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁のガス密レベルの検査事業所
- ~~(15)~~ 前(1)から~~(14)~~以外の事業所

-2. 前-1.(1)から~~(14)~~に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本 3 編の該当規定にも適合しなければならない。

-3. 前-1.~~(15)~~に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本会の適当と認める規定に適合しなければならない。

-4. 前-1.(1)から(14)に掲げる事業所にあつては、複数のサービスステーションが単一の会社に所有される場合には、1.2.5-6.から-9.に規定による場合を除き、事業所ごとに審査及び承認を受けなければならない。

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 用語

-1. 「内部品質監査」とは、確立された品質システムが効果的に、かつ、計画通りに実施されていることを確認するため、及び、その目的達成のための適切性を判定するために事業者が行う体系的かつ独立的な調査をいう。

-2. 「本会規則」とは、鋼船規則等の本会技術規則をいう。

- 3. 「製造者」とは、定期的にサービス及び保守を受ける装置等を製造する会社をいう。
- 4. 「サービスの提供事業所」又は「事業所」とは、IACS に加盟する船級協会に雇用されていない人員又は会社であって、製造者、造船所、船主又は他のクライアントからの申込みに基づき、検査業務に従事し、計測、試験又は安全設備の保守等のサービスを提供するもの及び当該業種をいう。ここでいう、サービスとは、当該サービスの結果が、船級要件又は条約要件への適合を判断するために使用されるものをいう。
- 5. 「代理業者」とは、製造者又は承認されたサービスの提供者の代理となる人員又は会社をいう。
- 6. 「子会社」とは、製造者又は承認されたサービスの提供者により部分的又は完全に保有される会社をいう。
- 7. 「外注業者」とは、債務の引き受けを規定した正式な契約により、製造者又は承認されたサービスの提供者に、サービスを提供する人員又は会社をいう。

1.2 品質システム

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 一般

- 1. 提供するサービスに要求される品質を確保するために、事業者は 1.2.2 から 1.2.78 の規定に適合する品質システムを確立し、維持しなければならない。
- 2. 事業所は、最新版の ISO 9000 シリーズに適合する文書化された品質システムであって、少なくとも次の内容を含むものを所持しなければならない。
 - (1) 関連サービスを行うための規約
 - (2) 装置の保守及び較正
 - (3) 技術者、技師又は点検者の訓練計画
 - (4) 操作手順を遵守するための監督及び確認
 - (5) 情報の記録及び報告
 - (6) 子会社、代理業者及び外注業者の品質管理
 - (7) サービスを行う準備
 - (8) 業務処理手順、苦情、是正処置の定期的な見直し並びに文書の発行、維持及び管理

1.2.2 を次のように改める。

1.2.2 教育・訓練

- 1. ~~提供するサービスの品質に影響する活動に従事するすべての人々に対して、事業者は適切な教育・訓練を行わなければならない。~~事業所は、本会が適当と認める適用可能な国家規格、国際規格又は業界標準に従い、事業所の責任により所属する人員への資格の付与及び人員の訓練を実施しなければならない。
- 2. 該当する国家規格、国際規格又は業界標準が存在しない場合には、事業所が、人員の訓練及び人員への資格の付与のために、実施の許可を得る実務に関連する基準を作成しなければならない。
- 3. 前-1.及び-2.に規定する教育・訓練を実施するために、事業者は文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。
- 4. 事業者は、提供するサービスに従事する技術者及び監督者のリスト（氏名、資格、

経歴等が記載されているもの)を作成し、維持しなければならない。

1.2.3 を次のように改める。

1.2.3 検査試験設備等の管理、較正、維持等に関する手順書

~~1. 事業所には、提供するサービスに要求される品質を確保するために必要な検査試験設備等が確保されなければならない。~~

~~2. 事業者は、前-1.1.4に規定する装置及び設備を適切に管理し、較正し、維持するために、事業者は文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。~~

1.2.4 を次のよう改める。

1.2.4 作業手順書

~~1. 事業者は、提供するすべてのサービスについての文書化した作業手順書を作成し、所持及び維持しなければならない。~~

~~2. 事業所は、検査、整備及び修理に関する作業の際に見つかった損傷及び不具合を記録するための文書化された作業手引書及び指示書を利用できるように所持しなければならない。当該文書は、要求があった場合に利用可能なものとしなければならない。~~

1.2.5 を次のように改める。

1.2.5 外注管理

~~1. 提供するサービスの一部を外注により確保する場合は、事業者は、外注先が要求される品質を提供できることを確認するために、外注先の品質管理を十分に調査し、及び評価し、合意事項及び手配に関する情報を本会に提出しなければならない。~~

~~2. 外注先への発注文書には必要な事項がすべて含まれなければならない。~~

~~3. 前-1.に規定する外注管理及び-2.に規定する発注を実施するために、事業者は文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。~~

~~4. 事業所は、外注取引の追跡調査を行い品質管理に特別の注意を払わなければならない。~~

~~5. 作業員又は装置以外のものを提供する外注業者についても、1編及び本章の関連規定に適合しなければならない。~~

~~6. 装置の製造者(及び/又はそのサービスの提供事業所)が指定の代理業者及び/又は子会社の承認を本会に申し込む場合、当該製造者(及び/又は当該サービスの提供事業所)は、最新版のISO 9000シリーズに従って認証された品質システムを施行していなければならない。~~

~~7. 前-6.の品質システムは、製造者(及び/又はサービスの提供事業所)の代理業者及び/又は子会社を効果的に管理できるものでなければならない。当該製造者(及び/又はサービスの提供事業所)の指定の代理業者及び子会社も、最新版のISO 9000シリーズに適合する同様に効果的な品質システムを構築していなければならない。~~

~~8. 指定の代理業者及び/又は子会社の承認は、最新版のISO 9000シリーズに基づいて親会社で施行されている品質システムの評価に基づくものでなければならない。~~

~~9. 本会は、品質システムの遵守のため、最新版のISO 9000シリーズに基づいて代理業者又は子会社の追跡審査を行う場合がある。~~

1.2.6 の表題を次のように改める。

1.2.6 品質の検証的手段

- 1. 事業者は提供するサービスの品質の検証を行わなければならない。
- 2. 事業者は定期的に内部品質監査を行わなければならない。また、監査結果については、次の(1)から(3)に掲げる事項につき、确实なものとしなければならない。
 - (1) 監査結果は、事業者及び監査された部署に報告されなければならない。
 - (2) 監査結果に基づき、必要に応じて事業者はその品質システムの見直しを行わなければならない。
 - (3) 監査結果及び見直しの記録は全て保管されなければならない。
- 3. 前-1.に規定する検証及び-2.に規定する内部品質監査を実施するために、事業者は、文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。

1.2.7 を次のように改める。

1.2.7 本会への報告のための手順書等

- 1. 提供するサービスの結果を 1.5.2 に従って本会に報告するために、事業者は、文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。
- 2. 検査、整備及び修理に関する作業の際に見つかった損傷及び不具合を記録するために、事業者は、文書化した作業手順書及び指示書を利用可能なものとしなければならない。

1.2.8 として次の 1 条を加える。

1.2.8 装置の製造者とサービスの提供事業所との関係

- 1. 装置の製造者のサービスステーションがサービスの提供事業所として業務を行う場合には、当該サービスステーションは、製造者によって評価され、かつ、代理業者として指定されなければならない。
- 2. 製造者は、適当なインストラクションマニュアル、教材等が代理業者及び所属する技師の訓練で使用できることを確保しなければならない。
- 3. 当該事業所は、個別に又は 1.2.5-6.から-9.に従って承認する。

1.3 として次の 1 節を加える。

1.3 人員の資格等

1.3.1 人員の資格等

- 1. 人員は、十分な経験を有しており、必要となるすべての装置及び機器の操作について熟知していなければならない。
- 2. 技術者、技師及び／又は点検者は、実地訓練（OJT）を 1 年以上受けた経験を有していなければならない。ただし、事業所の内部で訓練を受けることが不可能な場合には、事業所の外部で訓練を受けることとしても差し支えない。

1.3.2 監督

- 1. 事業所には、提供するすべてのサービスについて、監督者が配属されていなければならない。責任者となる監督者は、事業所が承認を受ける対象となるサービスについて、技術者、技師及び／又は点検者として2年以上従事した経験を有していなければならない。
- 2. サービスを提供する人員が1人のみである事業所の場合には、当該人員は、監督者に適用される要件に適合していなければならない。

1.3.3 人員の記録

- 1. 事業所は、承認された技術者、技師及び／又は点検者の記録を保管しなければならない。
- 2. 前-1.に規定する記録には、人員の年齢並びに人員が承認を受ける対象となるサービスに関する正規教育、訓練及び経験に関する情報を含めなければならない。

1.4 として次の1節を加える。

1.4 検査試験設備等

1.4.1 装置及び設備

事業所は、提供するサービスについて、要求される品質を確保するために、必要な装置及び設備を所持しなければならない。

1.4.2 記録

- 1. 事業所は、サービスを提供するために使用する装置に関する記録を保管しなければならない。
- 2. 前-1.に規定する記録には、保守及び較正に関する情報を含めなければならない。

1.5 として次の1節を加える。

1.5 確認及び報告

1.5.1 確認

事業所は、承認された作業手順書に従ってサービスが提供されることを確認しなければならない。

1.5.2 報告

- 1. 報告書は、本会が適当と認める書式で作成されなければならない。
- 2. 報告書には、実施された検査、計測、試験、保守及び／又は修理の結果を詳細に記載しなければならない。また、提供するサービスに応じて、2章以下に規定する要件にも適合しなければならない。
- 3. 報告書には、承認証書の写しを含めなければならない。

2章を次のように改める。

2章 板厚計測事業所

2.1 一般

2.1.1 適用

本章の規定は、以下の船舶を除いた船舶の構造部材の板厚計測を行う事業所に対して適用する。

- (1) 総トン数 500 トン未満の船舶であって、船級符号に “Enhanced Survey Programme” (略号 ESP) を付記しないもの
- (2) 漁船

2.1.2 品質システム

2.1.2.1 作業手順書

前1.2.4 に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならぬ。

- (1) 検査の準備
- (2) 板厚計測部材の選定
- (3) 計測実施前及び実施後の表面処理
- (4) 計測装置の調整
- (5) 計測結果の本会検査員への書類及び電子データによる報告及び本会検査員による検証

~~2.2 技術者及び監督者~~

2.2.1 ~~教育・訓練手順書~~

~~板厚計測を実施する技術者及び監督者は、次の(1)から(4)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得する為の手順を含めなければならない。記載がなければならない。~~

- (1) 船体構造一般
- (2) 代表的な船種の中央断面形状
- (3) 代表的な船種の損傷及び腐食多発箇所
- (4) 板厚計測に関する本会規則の要件

2.3 技術者及び監督者

2.3.21 資格等

- 1. 板厚計測を実施する技術者及び監督者は、少なくとも 2.2.2(1)から(4)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。
- 2. 板厚計測を実施する技術者は、日本非破壊検査協会 UT 1 種以上又はこれと同等の資格を有していなければならない。
- 3. 原則として、次に該当する技術者及び監督者が配属されていなければならない。
 - (1) 10 年以上の実務経験を有する者 1 名以上
 - (2) 5 年以上の実務経験を有する者 3 名以上
 - (3) 日本非破壊検査協会 UT 2 種以上又はこれと同等の資格を有する者 1 名以上
- 4. 板厚計測を実施する技術者及び監督者は、日本非破壊検査協会 UT 1 種以上又はこれと同等の資格 (EN 473 又は ISO 9712 における level II 等) (改正を含む) を有していなければならない。

2.34 板厚計測装置

2.34.1 板厚計測装置

板厚計測作業に使用する計測装置は、原則として、超音波板厚計でなければならない。

2.45 模擬試験

2.45.1 模擬試験

- 1. 本会検査員立会のもとで、実船により板厚計測の模擬試験を行い、提出資料に記載されている板厚計測作業ができることを確認しなければならない。なお、供試船は、大型の油タンカー、ばら積貨物船又は鉱石運搬船とすることが望ましい。
- 2. 板厚を計測する構造部材は、船体構造の熟知度を確保するため、試験の際、本会検査員の指示するところによる。また、船舶の損傷についての知識を確保するため、代表的な船型についての損傷について質問することがある。
- 3. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。

2.6 本会への報告

2.6.1 確認

事業所は、各計測結果について確認を受け、報告書に立会検査員の署名を受けなければならない。

2.6.2 報告

試験報告書は、本会が適当と認めた書式を用いて作成しなければならない。

3章を次のように改める。

3章 水中検査事業所

3.1 一般

3.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げる潜水士又は遠隔制御機器を用いた水中検査を行う事業所に対して適用する。

- (1) 船舶及び海洋構造物（洋上風力発電船を除く）
- (2) 規則 P 編 1.2.3(6)に規定する洋上風力発電船

3.1.2 品質システム

3.1.2.1 作業手順書

前1.2.4に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 検査の準備
- (2) 水中検査実施箇所についての潜水士へのガイダンス
- (3) 本会検査員と潜水士との通信連絡
- (4) 水中カメラ及び水中テレビカメラの操作
- (5) 水中検査結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (6) 遠隔制御機器の操作及び保守（使用する場合）

3.2 潜水士及び監督者

3.2.1 教育・訓練手順書

~~1. 水中検査を実施する潜水士及び監督者は、次の(1)から(8)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。1.2.2に規定する教育・訓練手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得する為の手順を含めなければならない。記載がなければならない。~~

- (1) 水中における船体構造（プロペラ軸、プロペラ、舵等を含む）
- (2) 英文での船舶関連用語
- (3) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う水中での非破壊試験（水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合）
- (4) プロペラ軸及び舵のベアリングすきま計測
- (5) 水中カメラ及び水中甲板上のテレビモニタカメラの操作
- (6) 水中からの通信連絡
- (7) その他水中検査に使用される機器
- (8) 水中検査に関する本会規則の要求

~~2. 1.にかかわらず、洋上風力発電船のみの水中検査を行う事業所の教育・訓練手順書~~

にあつては、本会の適当と認めるところによる。

3.3 潜水士及び監督者

3.23.21 資格等

-1. 水中検査を実施する潜水士及び監督者は、少なくとも 3.2.2(1)から(8)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。

~~-2.~~ 水中検査を実施する潜水士は、潜水助手として 1 年以上の経験を有し、その間に 10 以上の船舶の水中検査の実施経験を有していなければならない。

~~-3.~~ 原則として、次に該当する潜水士及び監督者が配属されていなければならない。

(1) 2 年以上の実務経験を有する者 1 名以上

(2) 1 年以上の実務経験を有する者 3 名以上

~~-4.~~ -1.から-3.にかかわらず、洋上風力発電船のみの水中検査を行う事業所の資格等に
あつては、本会の適当と認めるところによる。

3.34 水中検査に使用する装置

3.34.1 水中検査に使用する装置

水中検査に使用する装置として、事業者は次の(1)から(6)に掲げる装置を有しなければならない。

(1) 照明装置付きの水中カラーテレビカメラ

(2) 水中カメラ

(3) 水中カメラと接続されたビデオレコーダ

(4) 陸上要員と潜水士との通信連絡装置

(5) 板厚計測、非破壊試験、すきま計測等に使用する装置

(6) 船体を清掃する器具

(7) 遠隔制御機器（使用する場合）

3.45 模擬試験

3.45.1 模擬試験

-1. 本会検査員立会のもとで、実船により水中検査の模擬試験を行い、提出資料に記載されている水中検査ができることを確認しなければならない。

-2. 本会は、水中検査実施方法を確認できるビデオテープ等の提出があれば、実船での模擬試験を省略することがある。

3.6 本会への報告

3.6.1 確認

事業所は、各計測結果について確認を受け、報告書に立会検査員の署名を受けなければならない。

4章を次のように改める。

4章 無線検査事業所

4.1 一般

4.1.1 適用

本章の規定は、次の(1)及び(2)の事業所に適用する。

- (1) 移動式海洋構造物又は船舶の船上の無線設備について、SOLAS 条約に適合するために実施する点検、試験及び／又は計測（無線設備規則 2 章により要求される検査によるものを除く。）を行うサービスの提供事業所
- (2) 船舶自動識別装置 (AIS) の点検、性能試験及び保守を行うサービスの提供事業所。当該サービスの提供事業所は、船舶自動識別装置の製造者のサービス代理業者等の当該装置を熟知した事業所とする。

4.1.2 品質システム

4.1.2.1 作業手順書及び指示書

事業所は、指示書及び前-1.2.4 に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載をし、文書として所持していなければならない。また、作業手順書及び指示書は、常に利用できるように保持していなければならない。

- (1) 無線設備の検査、点検、試験及び／又は計測の準備
- (2) 無線設備の検査、点検、試験及び／又は計測の実施
- (3) 無線設備の検査、点検、試験及び／又は計測の結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証

4.2.2 教育・訓練手順書

-1. 1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、4.2.3(1)から(9)並びに次の(1)から(3)に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料を備え付けなければならない。

- (1) 無線電話
- (2) 無線電信
- (3) 全世界的な海上遭難安全制度無線通信（GMDSS）

-2. 前-1.の手順書により、本会が適宜定める検査に関する指示が無線技術者及び監督者に的確に伝えられなければならない。

4.2 無線技術者及び監督者

4.2.3 事業所が参照すべき文書教育・訓練

-1. 無線設備の検査を実施する無線技術者及び監督者は、次の(1)から(5)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。事業所は、次の(1)から(9)に掲げる文書を参照で

きるように所持しなければならない。

- ~~(1) 無線電話~~
- ~~(2) 無線電信~~
- ~~(3) 全世界的な海上遭難安全制度無線通信~~
- ~~(4) 通信設備に関する本会規則の要件~~
- ~~(5) 最新の SOLAS 条約 (*International Convention for the Safety of Life at Sea*) (改正を含む。)、ITU 無線規則 (*Radio Regulations of the International Telecommunication Union*) 及び性能基準に関する IMO 総会決議 (*Assembly Resolutions of the International Maritime Organization*)~~
- ~~(2) A.789(19) (改正を含む。)~~
- ~~(3) MSC/Circ.1040/Rev.1 (改正を含む。)~~
- ~~(4) MSC.1/Circ.1252 (改正を含む。)~~
- ~~(5) SN/Circ.227, SN/Circ.227/Corr.1 及び SN/Circ.245 (改正を含む。)~~
- ~~(6) 国際電気通信連合無線通信規則 (ITU 無線規則)~~
- ~~(7) サービスの提供事業所が承認を受ける対象となる機器に関する IMO 性能基準~~
- ~~(8) 各国政府の特別要件 (要求される場合に限る。)~~
- ~~(9) 無線設備規則等の通信設備に関する本会規則の要件~~
- ~~2. 1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には、1.に記載する事項についての記載がなければならない。また、関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。~~
- ~~3. 前 2. の手順書により、本会が適宜定める検査に関する指示が無線技術者及び監督者に的確に伝えられなければならない。~~

4.3 無線技術者及び監督者

4.3.12.2 資格等

- ~~1. 事業所は、国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認した GMDSS 設備サービスステーションであり、かつ、電波法第 24 条の 2 に基づき総務大臣の登録を受けた事業者 (検査等事業者) でなければならない。~~
- ~~2. 無線設備の検査を実施する無線技術者は、能力・経験等に関し、次の(1)から(4)に掲げる要件を満たさなければならない。~~
- ~~(1) 全世界的な海上遭難安全制度無線通信による無線電話並びに初回検査及び更新検査に関する事業所の内部訓練を修了していること。~~
- ~~(2) 次のいずれかの要件を満たしていること。~~
 - ~~(a) 政府公認の機関が認定した無線設備に関する資格を有していること。~~
 - ~~(b) 無線関係の専門学校に 1 年以上就学していること。~~
- ~~(3) 補助無線技術者として、無線設備の検査に 1 年以上従事していること。~~
- ~~(4) SOLAS 条約、ITU 無線規則及び性能基準に関する IMO 総会決議に関する社内教育事業所の内部訓練を受け、その技術的内容に熟知していること。並びに~~
- ~~(5) GMDSS 一般通信士証明書 (GOC) 又は GMDSS 無線電子証明書 (REC) 等の国際電気通信連合が認定した無線技士証書 (国家資格とする。) をできる限り有していること。~~
- ~~(6) GMDSS インフラ、地域の無線局及び施設並びに無線信号の送信及び受信に関する地域規制を理解していること。~~

(47) 英語を理解できること。

~~23.~~ 無線設備の検査の監督者は、次の(1)から(34)に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 無線関係の専門学校に2年以上就学していること。

(2) できる限り政府公認機関が認定した無線設備に関する資格国際電気通信連合が認定したGMDSS一般通信士証明書(GOC)又はGMDSS無線電子証明書(REC)を有していること。これらの資格又は証明書は、無線送信機を操作及び試験するためのものとする。

(3) GMDSSインフラ、地域の無線局及び施設並びに無線信号の送信及び受信に関する地域規制を理解していること。

(34) 無線技術者として2年以上の無線設備検査に従事した経験を有していること。

~~3.~~ 前1.及び2.にかかわらず、本会は、1.及び2.に規定するのと同等の能力・経験等を有していると認める者を、無線設備の検査を実施する技術者及び監督者として認めることがある。

~~4.~~ 原則として、次に掲げる無線技術者及び監督者が配属されていなければならない。

(1) 1名以上の無線技術者

(2) 1名以上の監督者

4.34 無線検査に使用する装置

4.34.1 無線検査に使用する装置

~~1.~~ 事業所は、検査を正確に実施するために必要な主要な機器及び補助機器を有しなければならない。使用する機器の記録を保管しなければならない。当該記録には、機器の製造者及び形式並びに保守及び較正の実施記録に関する情報を含めなければならない。

~~2.~~ 試験を行う無線設備に関する規格が当該無線設備のために利用可能でなければならない。当該規格は、試験報告書に記載しなければならない。

~~3.~~ 試験及び検査に関わるソフトウェアを使用する機器の場合には、当該ソフトウェアは、十分に説明及び検証されたものでなければならない。

~~4.~~ 無線検査に使用する装置として、事業者は、少なくとも次の(1)から(56)に掲げる装置を有しなければならない。

(1) 周波数、電圧、電流及び抵抗計測機器

(2) 出力、反射電力及び変調度計測機器 (VHF 及び MF/HF)

(3) シンクロスコープ

(4) 高精度の鉛バッテリー比重計

(5) 離脱浮揚式衛星系非常用位置指示無線標識 (EPIRB) のテスト (当該標識からの出力が正しいことを確認できるもの)

(6) 船舶自動識別装置 (AIS) の性能試験機器

4.45 模擬試験

4.45.1 模擬試験

本会検査員立会のもとで、実船により無線検査の模擬試験を行い、提出資料に記載され

た無線検査ができることを確認しなければならない。

5章を次のように改める。

5章 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所

5.1 一般

5.1.1 適用

本章の規定は、SOLAS 条約第 V 章第 18.8 規則（改正を含む。）及び MSC.1/Circ.1222（改正を含む。）に適合する航海情報記録装置（VDR）及び簡易型航海情報記録装置（S-VDR）の試験及び整備を行う事業所に適用する。

5.1.2 承認

-1. 事業所は、承認を受ける対象となる航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置の特定の型式及び種類に関し、整備を行うことについて当該装置の製造者から認可又はライセンスを受けていることを示す証明文書を提示しなければならない。

-2. 事業所が航海情報記録装置（VDR）又は簡易型航海情報記録装置（S-VDR）の製造者である場合であって、年次の性能検査に従事するサービス提供事業所として従事するために MSC.1/Circ.1222（改正を含む。）のすべての要件を適用することを選択した場合には、次の(1)から(4)の要件を適用する。

- (1) 製造者は、年次の性能検査を行うために、製造者の正規サービスステーションを任命すること。
- (2) 製造者は、承認されたサービスの提供事業所であり、かつ、航海情報記録装置（VDR）及び簡易型航海情報記録装置（S-VDR）の年次の性能試験に従事するサービス提供事業所に適用される要件を満足すること。
- (3) 製造者の正規サービスステーションは、承認された事業所である必要はない。
- (4) 製造者は、MSC.1/Circ.1222（改正を含む。）のすべての要件を適用していることを立証しなければならない。

5.1.2 品質システム

5.1.2.1 作業手順書及び指示書

-1. 事業所は、指示書及び前1.2.4に定める作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載をし、文書として所持しなければならない。

- (1) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験の準備
- (2) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験の実施
- (3) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 整備記録証明書の発行

-2. 事業所が航海情報記録装置（VDR）又は簡易型航海情報記録装置（S-VDR）の製造者である場合であって、年次の性能検査に従事する事業所として従事するために MSC.1/Circ.1222（改正を含む。）のすべての要件を適用することを選択した場合には、次の(1)から(3)の要件を適用する。

- (1) 製造者は、年次の性能検査を行う製造者に認可されたサービスステーションの評価及び認可のための手順書を有すること。
- (2) 製造者は、所有者／使用者への航海情報記録装置（VDR）又は簡易型航海情報記録装置（S-VDR）の12時間の記録の分析及び年次の性能試験証明書の発行並びに製造者の正規サービスステーションの年次の性能試験の報告書を確認するための手順書を有すること。
- (3) 製造者は、要求に応じてアクセス可能な、製造者に認可されたサービスステーションのリストを保守すること。（例えば、製造者のWebサイト又は所定の連絡窓口を設ける等の利用可能な任意の手段）

5.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、5.2.3(1)から(6)並びに次の(1)から(3)に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料を備え付けなければならない。

- (1) 航海情報記録装置に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示
- (2) SOLAS 条約 (*International Convention for the Safety of Life at Sea*) (改正を含む。)
- (3) 継続的に行われる教育・訓練に関する手順

5.2 事業所

5.2.3.1 教育・訓練事業所が参照すべき文書

~~1. 航海情報記録装置の性能試験を実施する事業所においては、次の(1)から(3)の事項に関し、図書及び資料を保持し、最新の状態を維持しなければならない。事業所は、次の(1)から(6)に掲げる文書及び性能基準を参照できるように所持しなければならない。~~

- (1) SOLAS 条約第 V 章第 18.8 規則 (改正を含む。)
- (2) MSC.1/Circ.1222 (改正を含む。)
- (3) A.861(20) (MSC.214(81)及び MSC.330(90)並びにその後の改正を含む。)
- (4) MSC.163(78) (MSC.214(81)及びその後の改正を含む。)
- ~~(1) 航海情報記録装置に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示~~
- ~~(2) 最新の SOLAS 条約 (*International Convention for the Safety of Life at Sea*)、性能基準に関する IMO 総会決議 (*Assembly Resolutions of the International Maritime Organization*) 及び IEC 61996 (改正を含む。) 及び IEC 61996-2 (改正を含む。) 等の性能基準を含む IEC 規格 (*International Electrotechnical Commission*)~~
- ~~(3) 性能試験を実施する航海情報記録装置に関する次の図書及び資料~~
 - (a) 航海情報記録装置の装備手引書
 - (b) 運用及び保守手引書
 - (c) 検索機関が使用するための情報
 - (d) 航海情報記録装置の製造者から得る認可又はライセンスに関するすべての文書

~~2. 1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、次の手順を含めなければならない。~~

- ~~(1) 前 1. に掲げる事項についての知識を修得するための手順~~

~~(2) 継続的に行われる教育・訓練に関する手順~~

5.3 技術者及び監督者

5.3.21 資格等

~~-1. 事業所は、国土交通省「船舶検査の方法」附属書 H の規定に基づき管海官庁が承認した航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場でなければならない。~~

~~-2. 1.3.1 の規定に加え、技術者は、1 回以上性能試験を実施した経験を有する者でなければならない。航海情報記録装置の性能試験を実施する事業所は、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合しなければならない。~~

~~(1) 航海情報記録装置の製造者から性能試験の実施について承認又は認可を受けた証拠を備えていること。~~

~~(2) 原則として、次に該当する航海情報記録装置の技術者及び監督者を、それぞれ 1 名以上配属していること。~~

~~(a) 技術者：航海情報記録装置の製造者が認める性能試験の実施に関する資格を有し、補助技術者として 1 年以上従事し、かつ、1 回以上性能試験を実施した経験を有する者~~

~~(b) 監督者：航海情報記録装置の技術者として 2 年以上従事した経験を有する者~~

~~-2. 前 1.にかかわらず、本会は、これと同等の資格を有すると認める事業所を、航海情報記録装置の性能試験を実施する事業所として認めることがある。~~

5.34 航海情報記録装置の性能試験に使用する装置

5.34.1 航海情報記録装置の性能試験に使用する装置

航海情報記録装置及び／又は簡易型航海情報記録装置の性能試験に使用する装置として、事業所は、次の(1)から(3)に掲げる装置並びに航海情報記録装置及び／又は簡易型航海情報記録装置の製造者から得る許可又はライセンスにより指定される装置を所有しなければならない。

(1) 周波数、電圧、電流及び抵抗計測機器

(2) 記録情報再生装置、スピーカ、プリンタ及び記憶装置

(3) 記録情報の再生ソフトウェア

5.45 模擬試験

5.45.1 模擬試験

本会検査員立会のもとで、実船において航海情報記録装置及び／又は簡易型航海情報記録装置の性能試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された性能試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。

5.6 本会への報告

5.6.1 試験報告書

-1. サービスの提供事業所は、*SOLAS* 条約第 V 章第 18.8 規則（改正を含む。）に規定される適合証明書を発行しなければならない。

-2. 航海情報記録装置（VDR）又は簡易型航海情報記録装置（S-VDR）の年次の性能試験は、*IMO MSC.1/Circ.1222*（改正を含む。）の付録のモデル試験報告書のフォームに記録しなければならない。当該試験報告書には、事業所により署名及び押印され、年次の性能試験証明書に添付しなければならない。

-3. 事業所が航海情報記録装置（VDR）又は簡易型航海情報記録装置（S-VDR）の製造者である場合であって、年次の性能検査に従事するサービスの提供事業所として従事するために *IMO MSC.1/Circ.1222*（改正を含む。）のすべての要件を適用することを選択した場合には、製造者は、次の**(1)**から**(3)**を実施しなければならない。

- (1) 製造者の正規のサービスステーションの年次の性能試験の報告書の審査
- (2) 記録装置の 12 時間の航海記録の分析
- (3) 記録装置のマスターレコード及びデータベースの確認

5.7 証明書の発行

5.7.1 船舶の所有者／運用者への証明書の発行

事業所は、年次の性能試験の証明書を、年次の性能試験の完了の 45 日以内に船舶の所有者／運用者に発行しなければならない。

6章を次のように改める。

6章 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所

6.1 一般

6.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げる消防設備及び呼吸具の検査及び整備を行う事業所に対して適用する。

- (1) 固定式消火装置
- (2) 持運び式消火器
- (3) 自蔵式呼吸具
- (4) 非常脱出用呼吸具
- (45) 火災探知警報装置

6.1.2 承認

-1. 固定式消火装置、持運び式消火器及び火災探知警報装置の検査及び整備事業所

(1) 事業所は、次の事項に関する専門知識を有していなければならない。

(a) 火災の理論

(b) 消防員装具及び消火装置の保守及び検査

(c) 消防員装具及び消火装置の状態評価

(2) 事業所は、種々の火災及びそれらに使用される消火剤についての専門知識を有していなければならない。

(3) 固定式消火装置の検査及び整備事業所として承認を受けようとする事業所は、ガス、泡、散水、スプリンクラ、水噴霧装置のうち承認を受けようとするものに対する原則を理解していなければならない。

-2. 呼吸具の検査及び整備事業所

(1) 事業所は、次の事項を含んだ文書を保持し、その知識を有していなければならない。

(a) 自蔵式呼吸具が基準に適合していることを確認するために行う検査及び試験のための設備

(b) 自蔵式呼吸具の状態評価

(2) 事業所は、自蔵式呼吸具の保守方法を含めた作業要件についての専門知識を有していなければならない。

(3) 事業所は、自蔵式呼吸具に適用される必要な安全要件を示さなければならない。

6.2 品質システム

6.2.1 作業手順書

~~前~~1.2.4 に定める作業手順書には、少なくとも次の事項についての記載がなければならない。

- (1) 消防設備の検査及び整備の準備及び実施
- (2) 検査及び整備中に発見された欠陥の状態の記録

- (3) 検査及び整備結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 検査及び整備記録書の発行
- (5) サービスを行うために製造者から提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書のうち適当なもの並びに国際要件
- (6) 設備への印字方法等の要求事項及びその適用方法

6.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、6.3.1 並びに 6.2.3 に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。

6.2.3 事業所が参照すべき文書

-1. 消防設備の検査及び整備を行う事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(15)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) サービスを行うために製造者から提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書のうち適当なもの
- (2) 消火装置の保守及び整備中の適切な状態を示した型式承認書
- (3) MSC.1/Circ.1318 (改正を含む。)
- (4) SOLAS 条約 (改正を含む。)
- (5) 火災安全設備コード (改正を含む。)
- (6) ISO 6406 (改正を含む。)
- (7) 装置の製造者の承認又は認可資料に規定される文書
- (8) MSC.1/Circ.670 (改正を含む。)
- (9) MSC.1/Circ.798 (改正を含む。)
- (10) MSC.1/Circ.799 (改正を含む。)
- (11) MSC.1/Circ.1312 (MSC.1/Circ.1312/Corr.1 及びその後の改正を含む。)
- (12) MSC.1/Circ.1432 (改正を含む。)
- (13) A.951(23) (改正を含む。)
- (14) MSC.1/Circ.1370 (改正を含む。)
- (15) 事業所が検査及び整備を行う消防設備に関する IMO が策定した指針

-2. 呼吸具の検査及びは整備を行う事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)及び(2)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) サービスを行うために製造者から提供される情報、マニュアル、指示書、訓練手引書のうち適当なもの
- (2) 自蔵式呼吸具の保守及び整備中の適切な状態を示した型式承認書

6.3 技術者及び監督者

6.3.1 教育・訓練

~~1. 消防設備の整備を実施する技術者及びその監督者は、次の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。~~

- (1) 消防設備及び呼吸具の構造及び整備全般
- (2) 消防設備の検査及び整備に使用する装置の操作方法
- (3) ~~最新の SOLAS 条約 (International Convention for the Safety of Life at Sea)~~ (改正を含む)

む。)及びIMOが策定した指針“~~Revised Guidelines for the Maintenance and Inspection of Fire Protection Systems and Appliances (MSC.1/Circ.1432)~~” (改正を含む。)

- (4) 各国政府の特別要件
- (5) 消防設備の検査及び整備に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示

6.3.2 資格等

~~1. 原則として、それぞれ1名以上の技術者及び監督者が配属されていなければならない。~~

~~2.1. 消防設備の整備を実施する技術者は、能力及び経験に関し、次に掲げる要件に適合しなければならない。~~

- (1) 公的機関が認定した消防設備及び呼吸具の検査及び整備に関する資格を有すること。
- (2) 消防設備の検査及び整備に関する実地訓練 (OJT) を1年以上受けた経験を有すること。

~~2.2. 消防設備の検査及び整備を実施する監督者は、技術者として2年以上の実務経験を有すること。~~

6.4 消防設備の整備に使用する装置

6.4.1 消防設備の整備に使用する装置

1. 陸上での検査及び整備を行う事業所は、安全かつ効率的な作業手順を確保するため、保管されている交換用備品並びに消火剤又は高压ガス容器に十分注意を払って、作業場の清掃、換気、配置に関する手順を維持及び実施しなければならない。

2. 船上での検査及び整備を行う事業所は、船上で作業を完了する又は必要な物品を作業場に運ぶための適切な設備を備えなければならない。

3. 消防設備の検査及び整備に使用する装置として、事業者は次に掲げる装置を所有しなければならない。

- (1) 一般
 - (a) 消火器内部を点検するための反射鏡及び照明
 - (b) 圧力計
 - (c) シリンダ乾燥機
 - (d) 各種ガス (炭酸ガス、ハロン及び窒素) 充填機器
 - (e) 各種充填用内容物
 - (f) 各種交換用備品
 - (g) 各種器具
 - (h) 各種計量用はかり
 - (i) 部品、設備、貯蔵ボトルの水圧試験を行うための手段
 - (j) 液体又はガス流量計のうち適当なもの
 - (k) 圧力計測装置又はマノメーター
 - (l) 製造者が規定する装置
- (2) 固定式消火装置
 - (a) ガスレベルメータ又は計量用はかり

- (b) 通気テスト用工具
- (c) 化学分析装置（泡消火装置の場合）
- (3) 持運び式消火器
 - (a) クランプ台等消火器を固定するための設備
 - (b) キャップ開閉用スパナ
 - (c) 消火器耐圧試験用キャップ
 - (d) 水圧試験用ポンプ
 - (e) 検査及び整備を行う区画
 - (f) ボトルの液面計測器
 - (g) 高圧ガス容器，消火器及びカートリッジの再充填装置
- (4) 自蔵式呼吸具用の空気圧縮機
 - (a) 空気の良否の確認のための装置
 - (b) 呼吸具の再充填装置
- (5) 火災探知警報装置
 - (a) 作動試験に必要な機器
 - (b) テスタ等の電気機器の点検に必要な器具

6.5 模擬試験

6.5.1 模擬試験

-1. 本会検査員立会のもとで、実船において消防設備及び呼吸具に関する検査及び整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、模擬試験を実施することが困難な消防設備及び呼吸具については、検査及び整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。

-2. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。

7章として次の1章を加える。

7章 救命設備の整備事業所

7.1 一般

7.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げる救命設備の整備を行う事業所に対して適用する。

- (1) 膨脹式救命いかだ
- (2) 膨脹式救命胴衣
- (3) 水圧式離脱装置
- (4) 膨脹型救助艇
- (5) 海上脱出装置

7.2 品質システム

7.2.1 作業手順書及び指示書

事業所は、指示書及び 1.2.4 に定める作業手順書に、少なくとも次の事項を記載し、文書として所持していなければならない。SOLAS 第 III 章第 20.8.3 規則（改正を含む。）に従い膨脹式救命いかだの検査間隔を延長する場合には、A.761(18) (MSC.55(66)及びその後の改正を含む。）に加えて、MSC.1/Circ.1328（改正を含む。）にもよらなければならない。

- (1) 救命設備の整備方法（救命設備の整備の準備及び実施を含む。）
- (2) 整備中に発見された欠陥の状態の記録方法
- (3) 整備結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証方法
- (4) 整備記録書の発行手順

7.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、7.2.3(1)から(6)並びに次の(1)から(5)に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料を備え付けなければならない。

- (1) 救命設備の構造及び整備全般
- (2) 救命設備の整備に使用する装置の操作方法
- (3) SOLAS 条約（改正を含む。）及び救命設備コード（改正を含む。）
- (4) 各国政府の特別要件（要求される場合に限る。）
- (5) 救命設備の整備に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示

7.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(6)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) A.761(18) (MSC.55(66)及びその後の改正を含む。)
- (2) MSC.55(66)（改正を含む。）
- (3) MSC.1/Circ.1328（改正を含む。）
- (4) 必要に応じた整備業者の修理マニュアル、サービス会報、指示書及び訓練の手順書

- (5) 膨脹式救命いかだ，膨脹型救助艇，膨脹式救命胴衣及び水圧式離脱装置の保守及び／又は整備の際に適切なすべての条件を示す型式証明書
- (6) 海上脱出装置に関する SOLAS Conference Resolution 4 (1995)及び救命設備コード4章（改正を含む。）

7.3 技術者及び監督者

7.3.1 資格等

- 1. 事業所は，船舶安全法第6条の3に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場（整備認定事業場）でなければならない。
- 2. 事業所は，承認を受ける対象となる救命設備の特定の型式及び種類に関し，整備を行うことについて当該装置の製造者から認可又はライセンスを受けていることを示す証明文書を提示しなければならない。

7.4 装置

7.4.1 装置

救命設備の整備に使用する装置として，事業所は，A.761(18) (MSC.55(66)及びその後の改正を含む。)を参考に装置を所有することに加え，次に掲げる装置を所有しなければならない。また，膨脹式救命いかだの整備の検査間隔を延長する場合には，MSC.1/Circ.1328 (改正を含む。)にもよらなければならない。

- (1) 圧力計
- (2) 温度計
- (3) 気圧計
- (4) 空気清浄及び乾燥機能の付いた空気ポンプ（耐圧ホース及びアダプタを含む。）
- (5) ガスシリンダ計量用はかり
- (6) 膨脹ガス

7.5 模擬試験

7.5.1 模擬試験

- 1. 本会検査員立会のもとで，実船において救命設備に関する整備作業の模擬試験を行い，提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし，模擬試験を実施することが困難な救命設備については，整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。
- 2. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては，模擬試験の一部又は全部を省略することができる。

8章を次のように改める。

8章 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所

8.1 一般

8.1.1 適用

本章の規定は、超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を行う事業所に対して適用する。

8.1.2 品質システム

8.1.2.1 作業手順書

~~前1.2.4~~に定める作業手順書には、少なくとも次の事項についての記載がなければならない。

- (1) 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験の準備
- (2) 倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の構造に関する技術者への手引き
- (3) 超音波漏れ試験装置の調整及び操作
- (4) 超音波漏れ試験装置の保守管理
- (5) 試験結果の判定
- (6) 試験結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証

~~8.2 技術者及び監督者~~

8.2.12 教育・訓練手順書

~~1. 超音波による倉口蓋の風雨密性試験を実施する技術者及びその監督者は、少なくとも次の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。~~

1.2.2に定める教育・訓練の手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。

- (1) 超音波漏れ試験装置の取扱い
- (2) 各種倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の設計、機能及びシール特性
- (3) 船上における理論的かつ実践的な超音波漏れ試験装置の操作
- (4) 船上における安全作業
- (5) 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示

~~2. 1.2.2に定める教育・訓練の手順書には、1.に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。~~

8.3 技術者及び監督者

8.3.2.1 資格等

-1. 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を実施する技術者及びその監督者は、少なくとも 8.2.2(1)から(5)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。~~原則として、それぞれ1名以上の技術者及び監督者が配属されていなければならない。~~

-2. 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を実施する技術者は、能力及び経験に関し、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 公的機関が定める資格又はこれと同等の資格を有すること。
- (2) 各種倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の操作及び保守を行った経験を有すること。
- ~~(3) 超音波による倉口蓋の風雨密性試験に関する実地訓練(OJT)を1年以上受けた経験を有すること。~~

-3. 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を実施する監督者は、技術者として2年以上の実務経験を有すること。

8.3.4 ~~超音波による倉口蓋の風雨密性試験に使用する装置~~

8.3.4.1 ~~超音波による倉口蓋の風雨密性試験に使用する装置~~

-1. 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験に使用する装置として、事業者は次の性能要件に適合する超音波漏れ試験装置を所有しなければならない。

- (1) 倉口蓋及びドア等の閉鎖装置を完全に開けた状態では、試験範囲内の任意の測定箇所において、同一の値を示すこと。
- (2) 受信器の測定感度を調整できること。
- (3) 受信器は超音波を可聴音に変換でき、かつ、強さを可視表示(単位:デシベル(dB))できること。

-2. 超音波漏れ試験装置は、倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の漏れを検知するために適当~~であると本会が認めた本会の適当と認めるものでなければならない。~~

-3. 超音波漏れ試験装置は、製造者又は製造者が認める試験所によって少なくとも2年に1度、較正試験を受けなければならない。

8.45 模擬試験

8.45.1 模擬試験

-1. 本会検査員立会のもとで、実船において超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。

-2. 既に他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。

9章を次のように改める。

9章 塗装システムの認定試験事業所

9.1 一般

9.1.1 適用

本章の規定は、IMO 塗装性能基準 (MSC.215(82) (改正を含む。)) 及び MSC.288(87) (改正を含む。)) 並びに関連する IACS 統一解釈に従った塗装システムの認定試験を行う事業所に対して適用する。

9.1.2 品質システム

9.1.2.1 作業手順書

~~前1.2.4~~に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 塗装システムの認定試験の準備
- (2) 塗装システムの認定試験の実施
- (3) 塗装システムの認定試験結果の判定
- (4) 適合証明書の発行

9.1.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、9.4.1 に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。

9.1.2.3 承認審査

9.1.2.3.1 承認審査

-1. 書類審査

~~塗装システムの認定試験事業所は、1編 2.3-1.に規定する資料の他に、次に示す内容を記述した資料各3部を本会に提出しなければならない。~~

- (1) 塗装システムの認定試験に使用する装置の詳細リスト
- (2) 塗装システムの認定試験に使用する参考書類の詳細リスト (~~IMO “PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS” (海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準 / IMO 決議 (MSC.215(82), 以後の改正を含む。)) 又は IMO “PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR CARGO OIL TANKS OF CRUDE OIL TANKERS” (貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準 / IMO 決議 (MSC.288(87), 以後の改正を含む。))~~ で引用される規格を含む。)

- (3) 試験片の準備，試験片識別の手順，塗装方法，試験手順，試験報告書例の詳細（海水バラストタンク等に対する塗装システムの認定試験及びクロスオーバー試験に関する試験報告書書式については，書式例 9-1 及び 9-2 を参照すること。）
- (4) プライマーが塗布された試験パネルを屋外に暴露する方法及び場所の詳細
- (5) 試験条件及び観察結果（不測の事態による試験中断及びそれに対する是正処置を含む。）を記録するための日誌例
- (6) 外注先の契約の詳細（もしあれば）
- (7) 承認された塗装システム又は試験事業所に関する比較試験報告書（もしあれば）

9.3.2 監査

事業所の監査は，本規則並びに *MSC.215(82)*（改正を含む。）及び *MSC.288(87)*（改正を含む。）に記載されている規格に従って行われなければならない。

9.34 技術者及び監督者

9.34.1 教育・訓練

~~1. 塗装システムの認定試験を実施する技術者及びその監督者は，次の(1)及び(2)の事項に関し，十分な知識を有する者でなければならない。~~

- (1) 海水バラストタンク等に対する *IMO* 塗装性能基準又は貨物油タンクに対する *IMO* 塗装性能基準
- (2) 塗装システムの認定試験に使用する装置

~~2. 1.2.2 に定める教育・訓練手順書には，前 1. に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また，関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。~~

9.45 塗装システムの認定試験に使用する装置

9.45.1 塗装システムの認定試験に使用する装置

~~1. 海水バラストタンク等に対する塗装システムの認定試験に使用する装置として，事業者所は次の(1)から(5)に掲げる装置を所有しなければならない。~~

- (1) バラストタンク状態を模擬する装置（クロスオーバー試験のみを行う事業所にあつては，海水を動揺させるための装置は不要）
- (2) 結露装置（クロスオーバー試験のみを行う事業所にあつては不要）
- (3) 赤外線分析装置
- (4) 検電器
- (5) 引張試験機

~~2. 貨物油タンクに対する塗装システムの認定試験に使用する装置として，事業者所は次の(1)から(5)に掲げる装置を所有しなければならない。~~

- (1) ガス腐食試験装置
- (2) 浸漬試験装置
- (3) 赤外線分析装置
- (4) 検電器

(5) 引張試験機

9.56 模擬試験

9.56.1 模擬試験

-1. 本会検査員立会のもとで、塗装システムの認定試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された認定試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、**9.23.1-1.(7)**に規定する資料が提出され、かつ本会が適当と認める場合にあっては、当該試験に代えることができる。

-2. 既に主管庁又は他の船級協会の承認を受けている事業所にあっては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。

10章として次の1章を加える。

10章 救命艇，進水装置，負荷離脱装置及び自動離脱フックの整備事業所

10.1 一般

10.1.1 適用

本章の規定は，次に掲げる救命設備の整備及び保守を行う事業所に対して適用する。

- (1) 救命艇
- (2) 進水装置
- (3) 負荷離脱装置
- (4) 自動離脱フック

10.1.2 承認

-1. 本章の手順は，製造者が事業所として整備を行う場合にも同様に適用する。

-2. SOLAS 条約第 III 章第 20 規則（改正を含む。）に従い実施する救命艇，進水装置，負荷離脱装置及び自動離脱フックの詳細検査，作動試験，修理及び開放に従事する事業所は，サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに操作に関する資格を有しており，MSC.1/Circ.1277（改正を含む。）に従い作成された訓練及び認可に関する確立されたシステムに従って認可されている又は承認されていることを証明できる文書（装置の製造者により発行されるものとする。）を提供しなければならない。

-3. 装置の製造者が廃業している場合又は技術サポートの提供を終了している場合には，事業所は，該当装置に関する事前の認可及び／又は長期の経験及び証明された専門知識に基づき，認可された事業所として認可を得ることができる。

10.2 品質システム

10.2.1 作業手順書

事業所は，1.2.4 に定める作業手順書に，少なくとも次の事項を記載し，文書として所持していなければならない。

- (1) 救命艇，進水装置及び負荷離脱装置及び自動離脱フックの整備の準備及び実施
- (2) 整備中に発見された欠陥の状態の記録
- (3) 整備結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 整備記録書の発行

10.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2 に定める教育・訓練手順書には，10.3.1-3.(1)(a)から(f)並びに 10.2.3(1)から(4)に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また，関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。

10.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は，次の(1)から(4)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) MSC.1/Circ.1206/Rev.1 (改正を含む。) 及び MSC.1/Circ.1277 (改正を含む。)
- (2) A.689(17) (改正を含む。) 及び 1999年7月1日以降に搭載された救命設備に対してはMSC.81(70) (改正を含む。)
- (3) 負荷離脱装置の分解又は調整を含むサービス及び修理のための装置の仕様書及び証明書 (当該装置の製造者が発行するものとする)
- (4) 救命艇, 進水装置及び負荷離脱装置及び自動離脱フックの保守及び/又は整備の際に適切なすべての条件を示す型式証明書

10.3 技術者及び監督者

10.3.1 資格等

-1. 資格

- (1) 事業所は, 船舶安全法第6条の3に基づき国土交通大臣の認定を受けた事業場 (整備認定事業場) でなければならない。
- (2) 事業所は, サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに, その操作について認可を得るために, 訓練を受け, 資格を得なければならない。当該訓練及び資格については, 少なくとも次の-2.から-5.による。

-2. 人員の証明

人員は, 本会が適当と認める国家規格, 国際規格又は業界基準に従って, 従事するサービスについて文書により認定を受けなければならない。いずれの場合にも, 人員を認定するためのプログラムは, サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに, 本 10 章の規定に基づくものとしなければならない。

-3. 人員の教育及び訓練

- (1) 人員に初回の証明書を発行するための教育及び訓練は, 少なくとも次の(a)から(f)掲げる項目について文書化したものを使用して実施しなければならない。
 - (a) 救命艇の事故の原因
 - (b) 国際条約を含む関連規則及び規制 (各国政府の特別要件, 救命艇, 進水装置及び負荷離脱装置の整備に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示を含む。)
 - (c) 救命艇, 進水装置, 負荷離脱装置及び自動離脱フックの設計及び構造
 - (d) 認定が要求される場合, MSC.1/Circ.1206/Rev.1 (改正を含む。) の附属書 1 に定める教育及び実施訓練
 - (e) 救命艇, 進水装置, 負荷離脱装置及び自動離脱フックの詳細検査, 運用試験, 修理及び開放のための詳細な手順
 - (f) MSC.1/Circ.1206/Rev.1 (改正を含む。) の附属書 1 第 15 項に基づく適合声明書の発行手順
- (2) 人材の教育及び訓練には, 認定を受ける人員が実際に使用する装置 (救命艇, 進水装置, 負荷離脱装置及び自動離脱フック) を使用した実際の点検整備に関する実用的かつ技術的な訓練を含める必要がある。技術訓練には, 開放, 再組み立て, 正しい操作及び装置の調整に関する技術を習得するための訓練を含める必要がある。座学訓練には, 認定を受けている経験豊富な熟練者の監督の下, 認定を受ける操作に関する実地経験をj得るための補習を含める必要がある。

-4. 初回の証明書及び証明書の更新

事業所は、初回の証明書の発行及び証明書の更新の際に、人員が認定を受けるために、装置を使用した訓練において人員が十分な能力を有することが評価されたことを確認するための文書を本会に提出しなければならない。

-5. 更新のための訓練

事業所は、証明書を更新する際に、人員に対して復習のための訓練を行わなければならない。

10.4 模擬試験

10.4.1 模擬試験

-1. 本会検査員立会のもとで、実船において救命艇、進水装置、負荷離脱装置及び／又は自動離脱フックに関する整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、模擬試験を実施することが困難な救命艇、進水装置、負荷離脱装置及び／又は自動離脱フックについては、整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。

-2. 既に主管庁又は他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。

10.5 装置及び設備

10.5.1 装置及び設備

救命設備の整備に使用する装置及び設備として、事業所は、次の(1)から(3)に掲げる装置及び設備を利用できるように所持しなければならない。

- (1) 十分な工具及び装置の製造者の指示書に規定される特別な工具（船上において作業を行うために必要となる持運び式の工具を含む。）
- (2) 救命艇、進水装置及び負荷離脱装置の修理のための十分な材料、予備品及び附属品（該当装置の製造者により指定されるものとする）
- (3) 負荷離脱装置の分解又は調整を伴う整備及び修理のための純正交換部品（当該装置の製造者が指定又は提供ものとする）

10.6 本会への報告

10.6.1 報告

報告書は、MSC.1/Circ.1206/Rev.1（改正を含む。）の附属書1第15項の要件に従ったものとしなければならない。修理、完全な試験及び年次のサービスが完了した場合、事業所は、救命艇の配置が目的に適合していることを確認した旨の宣言書を速やかに発行するものとする。

11章として次の1章を加える。

11章 ロールオン・ロールオフ船のバウドア，スタンドア，サイドドア及び内扉の 検査事業所

11.1 一般

11.1.1 適用

- 1. 本章の規定は、締付装置、ロック装置、支持装置、油圧装置、電気制御装置及び表示装置の検査並びにタイトネス試験を行う事業所に対して適用する。
- 2. 事業所は最新の ISO 9000 シリーズの認証を受けなければならない。

11.2 品質システム

11.2.1 作業手順書

1.2.4 に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 操作及び保守マニュアルを含む図面及び書類
- (2) ドア等に関連するサービスの記録
- (3) 本会が適当と認めたチェックリスト

11.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得するための手順を含めなければならない。

- (1) SOLAS 条約（改正を含む。）
- (2) ISO 9002（改正を含む。）
- (3) IACS UR Z24（改正を含む。）

11.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、少なくとも 11.2.2(1)から(3)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

11.3 技術者及び監督者

11.3.1 資格等

- 1. ロールオン・ロールオフ船のバウドア，スタンドア，サイドドア及び内扉の非破壊検査の実施者は、本会が適当と認める非破壊試験の実施に関する資格を有していること。
- 2. ロールオン・ロールオフ船のバウドア，スタンドア，サイドドア及び内扉の検査を実施する監督者は、能力及び経験に関し、次に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) ロールオン・ロールオフ船のバウドア，スタンドア，サイドドア及び内扉の検査について、技術者として2年以上の実務経験を有すること。

(2) 関連する専門学校に2年以上就学していること。

11.4 装置

11.4.1 装置

-1. 支持装置, 締付装置及びロック装置並びにヒンジ及びベアリングの検査に使用する装置として, 事業者は次に掲げる装置を有しなければならない。

(1) すきま計測装置 (すきまゲージ, ノギス, マイクロメーター等)

(2) 非破壊試験に用いる装置 (染色浸透剤, 磁粉探傷検査等)

-2. タイトネス試験に使用する装置として, 事業者は超音波漏れ試験装置又は同等の装置を有しなければならない。

-3. 油圧操作装置の検査に使用する装置として, 事業者は次に掲げる装置を有しなければならない。

(1) 圧力ゲージ

(2) 油中パーティクルカウンター

-4. 電気制御装置及び表示装置の検査に使用する装置として, 事業者は次に掲げる装置を有しなければならない。

(1) デジタルマルチメーター

(2) 地絡検出装置

12章として次の1章を加える。

12章 低位置照明装置の輝度測定事業所

12.1 一般

12.1.1 適用

本章の規定は、発光材料使用した低位置照明装置及び避難誘導支援システムの輝度測定事業所に適用する。

12.2 品質システム

12.2.1 作業手順書

1.2.4 に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 検査の準備
- (2) 試験場所の選定及び識別

12.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2 に定める教育・訓練手順書には、12.3.1 並びに 12.2.3 に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。

12.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(5)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) SOLAS 条約第 II-2 章第 13.3.2.5 規則 (改正を含む。)
- (2) 火災安全設備コード第 11 章 (改正を含む。)
- (3) A.752(18) (改正を含む。)
- (4) ISO 15370-2010 (改正を含む。)
- (5) MSC/Circ.1168 (改正を含む。)

12.3 技術者及び監督者

12.3.1 資格等

-1. 技術者は、次の(1)から(4)の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。

- (1) SOLAS 条約第 II-2 章第 13.3.2.5 規則 (改正を含む。)
- (2) A.752(18) (改正を含む。)
- (3) ISO 15370-2010 (改正を含む。)
- (4) 火災安全設備コード第 11 章 (改正を含む。)

-2. 技術者は、船上において 12.4 に規定する装置を使用した理論的かつ実践的な訓練

を受けたことを文書により証明できること。

12.4 装置

12.4.1 装置

低位置照明及び避難誘導支援システムの検査に使用する装置として、事業所は、CIE 輝度校正基準の備えられている高速応答型輝度測定器であって、少なくとも 10^{-4} cd/m^2 から 10 cd/m^2 の範囲を測定できるものを所有しなければならない。

12.5 本会への報告

12.5.1 検査員による確認

事業所は、各計測結果について確認を受け、報告書に立会検査員の署名を受けなければならない。

12.5.2 報告

報告書は、ISO 15370-2010 の Annex C (改正を含む。) に従ったものとしなければならない。

13章として次の1章を加える。

13章 一般非常警報装置及び船内通報装置の音圧レベル計測事業所

13.1 一般

13.1.1 適用

本章の規定は、船上における一般非常警報装置及び船内通報装置の音圧レベルを計測する事業所に対して適用する。

13.2 品質システム

13.2.1 作業手順書

事業所は、1.2.4に規定する作業手順書に、少なくとも検査の準備、校正、計測箇所を選定及び識別に関する情報を記載し、文書として所持していなければならない。

13.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2に規定する教育・訓練手順書には、13.2.3(1)から(7)に規定する事項についての記載がなければならない。また、関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。

13.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(7)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) SOLAS 条約第 III 章第 4 規則 (改正を含む。)
- (2) SOLAS 条約第 III 章第 6 規則 (改正を含む。)
- (3) 救命設備コード第 VII 章第 7.2 節 (改正を含む。)
- (4) A.830(19) (改正を含む。)
- (5) IEC 60651 (2001-10) (改正を含む。)
- (6) IEC 61672 (改正を含む。)
- (7) IEC 61260 (改正を含む。)

13.3 技術者

13.3.1 資格等

-1. 技術者は、適用される国際規則 (SOLAS 条約第 III 章第 4 規則及び第 6 規則 (改正を含む。)、救命設備コード第 VII 章 7.2 節 (改正を含む。)) 並びに A.830(19) (改正を含む。)) に関し、十分な知識を有していなければならない。

-2. 技術者は、船上において所定の騒音計を使用した理論的かつ実践的な訓練を受けたことを文書により証明できなければならない。

13.4 装置

13.4.1 装置

一般非常警報装置又は船内通報装置の音圧レベル計測に使用する装置として、事業者は、IEC 60651（改正を含む。）及び IEC 61672（改正を含む。）の class 1 に従った積分型騒音計であって、周波数分析を行うことができるもの（少なくとも、実施する計測に応じて、A 特性並びに IEC 61260（改正を含む。）に適合する 1/3 オクターブバンドフィルター及びオクターブバンドフィルターを用いて計測が行えること。）を所持しなければならない。また、マイクロホンは、IEC 60651（改正を含む。）に適合するランダム入射型のものとしなければならない。

13.5 本会への報告

13.5.1 検査員による確認

事業所は、各計測結果について確認を受け、報告書に検査員の署名を受けなければならない。

13.5.2 報告

報告書には、少なくとも計測時の周囲環境並びに各計測箇所における周囲の騒音レベル又は会話妨害レベル（実施する計測に応じたものとする。）を含めなければならない。報告書は、本会が適当と認める要件に適合するものでなければならない。

14章として次の1章を加える。

14章 騒音計測事業所

14.1 一般

14.1.1 適用

本章の規定は、騒音計測事業所に適用する。

14.2 品質システム

14.2.1 作業手順書及び指示書

-1. 事業所は、14.4に規定する装置によるサービスについての文書化した手順書及び指示書を有しなければならない。

-2. 1.2.4に規定する作業手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 検査の準備
- (2) 騒音計測場所の選定及び識別
- (3) 計測装置の較正確認
- (4) 報告書の準備

14.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2に定める教育・訓練手順書には、14.3.1並びに14.2.3に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。

14.2.3 騒音計測事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(4)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) SOLAS条約第II-1章第3-12規則（改正を含む。）
- (2) 船内騒音コード（A.468(XII)及びMSC.337(91)）（改正を含む。）
- (3) A.343(IX)（改正を含む。）
- (4) 本会規則

14.3 技術者及び監督者

14.3.1 教育、訓練

技術者及びその監督者は、次の(1)及び(2)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。

- (1) 騒音の計測方法及び測定機器の取扱い
- (2) 適用する国際要件（SOLAS条約第II-1章第3-12規則（改正を含む。）及びIMO船内騒音コード（改正を含む。））

14.3.2 資格等

- 1. 技術者は、国土交通省が認定した船内騒音測定者講習実施機関の講習会を修了した者でなければならない。
- 2. 技術者は、能力及び経験に関し、次に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 助手として1年以上の経験を有し、その間に5回以上の騒音計測の実施経験を有すること。
 - (2) IMO 船内騒音コードに規定される騒音計測手順に関する訓練を受けていること。
 - (3) 船上において14.4に規定する装置を使用した理論的かつ実践的な訓練を受けたことを文書により証明できること。
- 3. 監督者は、騒音計測の技術者として2年以上の実務経験を有すること。

14.4 装置

14.4.1 装置

- 1. 事業所は、騒音計測に使用する装置として、次に掲げる装置を所有しなければならない。
 - (1) 騒音計

音圧レベルの計測は、IEC 61672-1 (2002-05) (改正を含む。) の class 1 又は本会が相当と認める規格に従った積分形精密騒音計を用いて行わなければならない。ただし、2016年6月30日まではIEC 651/IEC 804 (改正を含む。) に従った騒音計を使用しても差し支えない。
 - (2) オクターブフィルターセット

オクターブフィルターセットは、単独又は騒音計と併せて使用する場合、IEC 61260 (1995) (改正を含む。) 又は本会が相当と認める規格に従ったものでなければならない。
 - (3) 較正器

較正器は、IEC 60942 (2003-01) (改正を含む。) に従ったものとし、使用する騒音計の製造者によって承認されたものとしなければならない。
 - (4) ウインドスクリーン

風の影響が避けられない場所 (例えば、船橋ウイング又は甲板上) において測定する場合にあっては、マイクロホンにウインドスクリーンを使用すること。ウインドスクリーンは、計測結果に与える影響が無風状態において0.5dB(A)以下のものとしなければならない。
- 2. 較正器及び騒音計は、国家規格を満足する試験所又はISO 17025 (2005) (改正を含む。) に従って認定された試験所において、少なくとも2年に1度較正されたものでなければならない。使用する装置の詳細仕様を添付した記録書を較正記録を含め保持しなければならない。

14.5 本会への報告

14.5.1 検査員による確認

事業所は、各計測結果について確認を受け、報告書に検査員の署名を受けなければならない。

ない。

14.5.2 報告

騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、B編附属書 B2.3.1-1.(11)の書式例 1 に従って作成しなければならない。

15章として次の1章を加える。

15章 メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁の ガス密レベルの検査事業所

15.1 一般

15.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げるメンブレンタンク方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁に対するガス密レベルの検査を行う事業所に対して適用する。

- (1) 一次及び二次防壁全体の真空試験
- (2) アコースティックエミッション試験
- (3) サーモグラフィー試験

15.1.2 承認

15.1.1(1)及び(3)に規定する事業所は、設備の設計者により承認されなければならない。

15.2 品質システム

15.2.1 作業手順

-1. 一次及び二次防壁全体の真空試験を行う検査事業所

一次及び二次防壁全体の真空試験は、本会が承認した貨物格納設備の設計者による手順に従い行われなければならない。

-2. アコースティックエミッション試験を行う検査事業所

(1) メンブレンタンクの二次防壁に対してアコースティックエミッションセンサーを用いた超音波試験を行う場合にあつては、本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う手順書を有すること。

(2) 1.2.4に規定する作業手順書には、少なくとも試験の実施者、実施者の資格の詳細、試験に用いる機器、試験の準備、試験の方法、信号処理、試験の評価並びに報告を記載すること。

(3) 試験中の差圧は格納設備の設計者が設定した限界を超えないこと。

-3. サーモグラフィー試験を行う検査事業所

サーモグラフィー試験は、本会が承認した貨物格納設備の設計者による手順に従い行われなければならない。

15.3 技術者及び監督者

15.3.1 資格等

-1. アコースティックエミッション試験を行う検査事業所

(1) アコースティックエミッション試験の検査の実施者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う試験の資格を有していること。
- (b) 検査に関連する船体構造の知識を有していること。
- (2) アコースティックエミッション試験の検査を実施する監督者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う試験の資格を有していること。
 - (b) アコースティックエミッション試験の検査の実施者として1年間以上の経験を有すること。
- 2. サーモグラフィ試験を行う検査事業所
 - (1) サーモグラフィ試験の検査を実施する技術者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う赤外線/断熱性能試験の資格を有していること。ただし、赤外線/断熱性能試験の資格は事業所でなく独立した認定機関によって認定されなければならない。
 - (b) 検査に関連する船体構造の知識を有していること。
 - (2) サーモグラフィ試験の検査を実施する監督者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない
 - (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う赤外線/断熱性能試験の資格を有していること。ただし、赤外線/断熱性能試験の資格は事業所でなく独立した認定機関によって認定されなければならない。
 - (b) サーモグラフィ試験の検査の実施者として1年間以上の経験を有すること。

15.4 装置

15.4.1 装置

- 1. 一次及び二次防壁全体の真空試験に使用する装置は、本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従い保守及び較正されなければならない。
- 2. アコースティックエミッション試験に使用する装置は、本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従い保守及び較正されなければならない。
- 3. サーモグラフィ試験に使用する装置
 - (1) サーマルカメラ及びセンサーは、感度、精度及び解像度に関してのシステム設計者の手順に従わなければならない。
 - (2) 可燃性ガス等が存在する危険区域で使用する機器は IEC 等の規格品とすること。また、保守及び較正においては製造者の推奨する手順に従うこと。

15.5 試験の評価

15.5.1 アコースティックエミッション試験の評価

アコースティックエミッション試験の評価は、本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又はISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う試験の資格を有する監督者又は技術者により行われなければならない。

15.5.2 サーモグラフィー試験の評価

サーモグラフィー試験の評価は、本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又はISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う赤外線/断熱性能試験の資格を有する監督者又は技術者により行われなければならない。ただし、赤外線/断熱性能試験の資格は事業所でなく独立した認定機関によって認定されなければならない。

15.6 本会への報告

15.6.1 報告

-1. 一次及び二次防壁全体の真空試験の報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 試験の実施日
- (2) 試験実施者
- (3) 各タンクの圧力変化率
- (4) 試験結果の概要

-2. アコースティックエミッション試験の報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 試験の実施日
- (2) 監督者及び技術者の資格情報
- (3) 試験ごとの圧力及び時間
- (4) 想定される欠陥の詳細位置についての一覧及び略図

-3. サーモグラフィー試験の報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 試験の実施日
- (2) 監督者及び技術者の資格情報
- (3) 試験ごとの差圧
- (4) 熱表示の詳細位置についての一覧及び略図
- (5) 全てのフェーズにおけるサーモグラフィー画像
- (6) 漏れの可能性を示す熱画像の評価

附 則

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は2018年12月31日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。